

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	消費者庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	独立行政法人国民生活センターにおける適格消費者団体が行う差止請求関係業務の援助業務の新設に伴う税制上の非課税措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p> 靈感商法等の悪質商法等に対応するため、令和4年の臨時国会で成立した消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和4年法律第99号）（以下、「改正センター法」という。）に基づき、適格消費者団体が行う消費者契約法第13条第1項に規定する差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p> これまで、独立行政法人国民生活センター（以下、「センター」という。）については、地方税法第348条第2項第29号及び第702条の2第2項において、独立行政法人国民生活センター法（平成15年法律第123号）（以下、「センター法」という。）第10条第1号から第5号、第7号又は第8号に規定する業務の用に供する資産で政令で定めるものについて、固定資産税及び都市計画税を非課税とする措置がとられてきたところである。</p> <p> 今回、センターの業務として、センター法第10条第6号に適格消費者団体が行う差止請求関係業務の援助業務を明示したことから、当該業務についても、同条第1号から第5号、第7号又は第8号までの業務と同様に固定資産税及び都市計画税の非課税措置が講じられるようにするものである。</p>		
関係条文	<p>地方税法第348条第2項第29号、第702条の2第2項、同法施行令第51条の10</p>		
減収見込額	[初年度]	－（－）	[平年度] ▲0.04（－）
	[改正増減収額]	－	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p> 靈感商法等の悪質商法に対応するため、改正センター法が成立し、今後同様の被害を生じさせないための法制度の整備が行われた。その中で、地域における消費者被害の予防・救済の実効性向上の観点から適格消費者団体への支援として、改正センター法第10条第6号に、「適格消費者団体が行う差止請求関係業務（消費者契約法第13条第1項に規定する差止請求関係業務をいう。）の円滑な実施のために必要な援助を行うこと」が規定された。</p> <p> 適格消費者団体は活動の大部分が団体に携わる方々によって支えられている。差止請求関係業務の活動に対する啓発や消費者被害の実態調査等をセンターと適格消費者団体と共同で実施するなどの援助を行うことにより、差止請求訴訟制度の実効性を高め、消費者の利益の擁護を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p> 適格消費者団体は、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から差止請求を行うことを主な活動としている。適格消費者団体が差止請求権を行使するためには消費者等からの情報提供が必要となるが、適格消費者団体が行う活動の大部分は団体に携わる方々によって支えられている。</p> <p> センターが、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことにより、全国各地で活動を行う適格消費者団体による差止請求の実施の基盤強化が図られ、地域における消費者被害の防止等を図ることが可能となることから、改正センター法において、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の援助業務をセンターの新たな業務として規定した。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	センターが消費者行政の中核的な実施機関として、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことにより、全国各地で活動を行う適格消費者団体による差止請求の実施の基盤強化が図られ、地域における消費者被害の防止や消費者の利益の擁護を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（法人税、登録免許税、印紙税、所得税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	運営費交付金 4,138,820 千円（令和6年度概算要求）の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	運営費交付金は法人の円滑な業務運営のためのものであるが、税制上の措置は法人の公益性に鑑み要望するもので、競合するものではない。
	要望の措置の妥当性	新設される業務において必要な事務が着実に実行されるよう、従来から実施している業務と同様に税制上の所要の措置を講ずることが必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—